

# 浜松市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年3月

浜松市

# 目次

## 第1章 総論

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定…………… 1
- 2 浜松市行動計画の作成…………… 1

## 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

- 1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略…………… 3
- 2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方…………… 4
- 3 新型インフルエンザ等対策の実施上の留意点…………… 6
- 4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等…………… 7
- 5 対策推進のための役割分担…………… 9
- 6 本市行動計画の主要6項目
  - (1)実施体制 …………… 12
  - (2)サーベイランス・情報収集 …………… 14
  - (3)情報提供・共有 …………… 15
  - (4)予防・まん延防止 …………… 16
  - (5)医療 …………… 20
  - (6)市民生活及び市民経済の安定の確保 …………… 22
- 7 発生段階…………… 22

## 第3章 各段階における対策

- 1 未発生期…………… 27
- 2 海外発生期…………… 33
- 3 国内発生早期…………… 38
- 4 国内感染期…………… 45
- 5 小康期…………… 52
- 用語解説…………… 55

## 第1章 総論

### 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

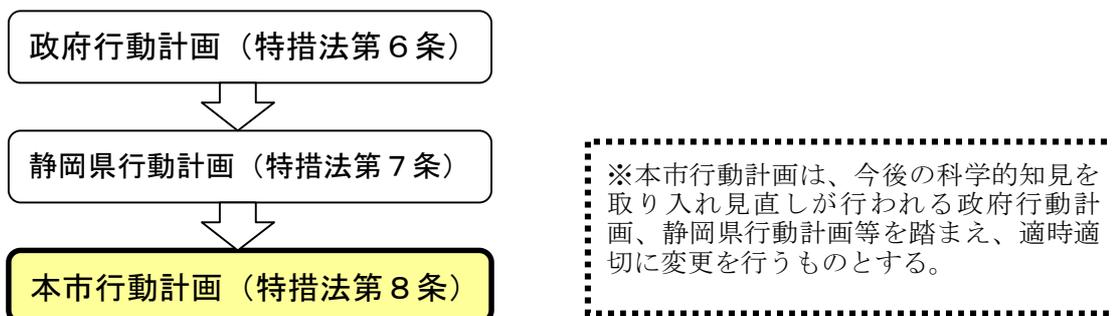
また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性がある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るために、平成25年4月に施行された。

### 2 浜松市行動計画の作成

本市は、特措法第8条の規定に基づき、浜松市感染症診査協議会感染症部会及び浜松市保健医療審議会の意見を聴いた上で浜松市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「本市行動計画」という。）を作成する。

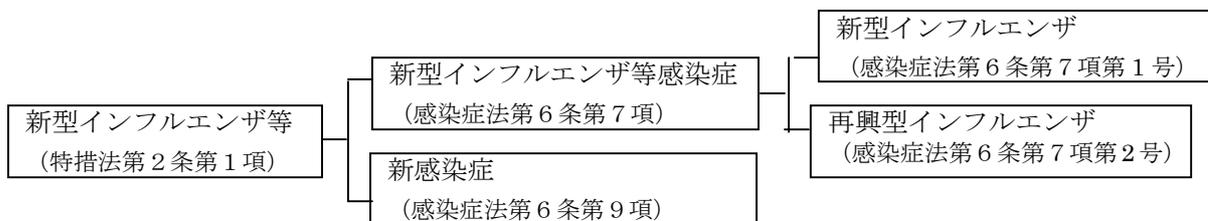


本市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や各発生段階における対策を定めたものであり、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

【対象とする感染症】

本市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は政府行動計画及び静岡県行動計画と同じく、以下のとおりである。

- 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの



## 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### 1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国、さらには本市への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には市民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティ（許容量）を超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を本市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

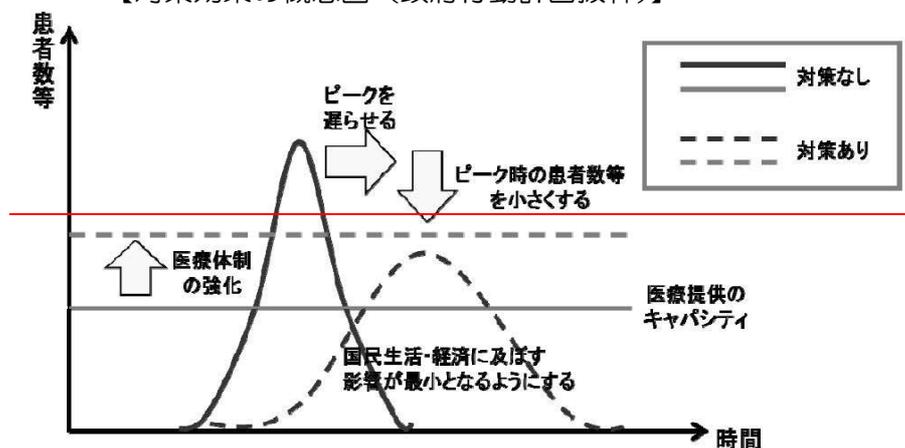
#### ◆感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

#### ◆市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成、実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

【対策効果の概念図（政府行動計画抜粋）】



## 2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

政府行動計画において、新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方を次のとおり示しており、本市の対策は、静岡県と同様に、この考え方に基づいて行うものとする。

### 【政府行動計画の基本的な考え方】

新型インフルエンザ等対策は、発生段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。本政府行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

そこで、我が国においては、科学的知見及び各国の対策も視野に入れながら、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。（具体的な対策は発生段階ごとに記載）

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定する。

○ 発生前の段階では、水際対策<sup>1</sup>の実施体制の構築、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や地域における医療体制の整備、ワクチンの研究・開発と供給体制の整備、国民に対する啓発や政府・企業による事業継続計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

○ 世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。

新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を策定することが必要である。海外で発生している段階で、国内の万全の体制を構築するためには、我が国が島国であるとの特性を生かし、検疫の強化等により、病原体の国内侵入の時期をできる限り遅らせることが重要である。

○ 国内の発生当初の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイル

<sup>1</sup> 水際対策は、あくまでも国内発生をできるだけ遅らせる効果を期待して行われるものであり、ウイルスの侵入を完全に防ぐための対策ではない。

ス薬の予防投与の検討、病原性に応じては、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。

- なお、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。
- 国内で感染が拡大した段階では、国、地方公共団体、事業者等は相互に連携して、医療の確保や国民生活・国民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。
- 事態によっては、地域の実情等に応じて、都道府県や各省等が新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮・工夫を行う。

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを国民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、都道府県、市町村、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や国民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARS<sup>2</sup>のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

<sup>2</sup> 平成15年（2003年）4月3日、SARS（重症急性呼吸器症候群）は感染症法上の新感染症として位置付けられた。同年7月14日、世界的な研究が進んだことにより、病原体や感染経路、必要となる措置が特定されたため、指定感染症として位置付け。同年10月10日、SARSの一連の状況を契機とした感染症対策の見直しに関する感染症法及び検疫法の一部を改正する法律が成立し、同法において、感染力、り患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高いなどの理由から、一類感染症として位置付けられた。なお、現在は二類感染症として位置付けられている。

### 3 新型インフルエンザ等対策の実施上の留意点

本市は、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画、静岡県行動計画及び本市行動計画又は業務計画に基づき、国、静岡県、指定（地方）公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

#### (1) 基本的人権の尊重

本市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請等、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

#### (2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

#### (3) 関係機関相互の連携協力の確保

浜松市新型インフルエンザ等対策本部<sup>3</sup>（以下「本市対策本部」という。）は、政府対策本部及び静岡県新型インフルエンザ等対策本部<sup>4</sup>（以下「静岡県対策本部」という。）と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

本市対策本部長は、本市域における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に当たり、特に必要があると認める場合には、静岡県対策本部長に対して、

---

<sup>3</sup> 特措法第34条

<sup>4</sup> 特措法第23条

新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する<sup>5</sup>。

また、本市は未発生期の段階から、新型インフルエンザ等の発生に備え、静岡県と協議を行い、必要事項について調整を行う。

#### (4) 記録の作成・保存

本市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、個人情報に配慮して公表する。

### 4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

#### (1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳（せき）といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測される<sup>6</sup>など、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5NI）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

政府行動計画では、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置いているが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要であるとしている。また、新型インフルエンザの流行規模が、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素で左右されるものであって、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能であるとしている。

被害想定については、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うと政府行動計画にあることから、本市行動計画においてもその見直しに準じていく。

政府行動計画においては、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に一つの例として次のように想定している。

##### 【被害想定】

- ▼全人口の25%が新型インフルエンザにり患すると想定
- ▼死亡者数は、り患した者のうち、中等度0.53%（アジアインフルエンザ等のデータ）～重度2%（スペインインフルエンザのデータ）と想定

<sup>5</sup> 特措法第36条第2項、第3項

<sup>6</sup> WHO “Pandemic Influenza Preparedness and Response” 平成21年（2009年）WHO ガイダンス文書

- ▼入院患者数、死亡者数、1日当たりの最大入院患者数は、外来患者（医療機関受診患者数）の推計の上限値を基として推計
- ▼全人口の25%が罹患し、1日当たりの最大入院患者数は、流行が各地域で約8週間続くという仮定の下での入院患者の発生分布を試算

政府行動計画における被害想定を基に本市の被害を想定すると次のとおりである。

【浜松市における新型インフルエンザ発生時の被害想定】

り患者数	約20万人	
医療機関受診患者数	約81,300人～約156,300人	
病原性	中等度	重度
入院患者数	約3,300人	約12,500人
死亡者数	約1,000人	約4,000人
1日当たりの最大入院患者数 <sup>7</sup>	約600人	約2,500人

\*市の人口は平成22年国勢調査（800,866人）を使用。

【参考】

	全 国		静 岡 県	
医療機関受診患者数	約1,300万人 ～約2,500万人 <sup>8</sup>		約38万2千人 ～約73万5千人	
病原性	中等度	重度	中等度	重度
入院患者数	約53万人	約200万人	約1万6千人	約5万9千人
死亡者数	約17万人	約64万人	約5千人	約1万9千人
1日当たりの最大入院患者数	約10万1千人	約39万9千人	約3千人	約1万2千人

この被害想定は、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状態等一切を考慮していない。

被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、政府行動計画においては、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととされている。

なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対象とされたところである。そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。（政府行動計画抜粋）

<sup>7</sup> 流行発生から5週目と推計される

<sup>8</sup> 米国家疾病予防センターの推計モデルによる推計

## (2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ・市民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ピーク時（約2週間<sup>9</sup>）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度<sup>10</sup>と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

## 5 対策推進のための役割分担

### (1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する<sup>11</sup>。

ア 新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進<sup>12</sup>

イ WHO その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進<sup>13</sup>

ウ 発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進

エ 指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じ

<sup>9</sup> アメリカ・カナダの行動計画において、ピーク期間は約2週間と設定されている。

<sup>10</sup> 平成21年（2009年）に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）のピーク時に医療機関を受診した者は国民の約1%（推定）

<sup>11</sup> 特措法第3条第1項

<sup>12</sup> 特措法第3条第2項

<sup>13</sup> 特措法第3条第3項

た具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

オ 新型インフルエンザ等の発生時には、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、政府対策本部の下で基本的対処方針<sup>14</sup>を決定し、対策を強力に推進する。

## (2) 静岡県の役割

静岡県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

- ア 静岡県行動計画の作成
- イ 静岡県対策本部の設置、運営
- ウ 組織の整備、訓練
- エ 地域医療体制の確保
- オ 予防・まん延防止
- カ サーベイランスの実施
- キ 県民に対する情報提供
- ク 県民生活及び地域経済の安定の確保
- ケ 市町、関係機関との緊密な連携

## (3) 本市の役割

本市は、住民に最も近い基礎自治体であり、国が示す基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。保健所設置市である本市は、感染症法においては、地域医療体制の確保やまん延防止に關し、静岡県に準じた役割を果たすことが求められることから、対策の実施に当たっては、県と医療体制の確保等に関する協議を行い、発生前から連携を図っておく。

- ア 本市行動計画の作成
- イ 本市対策本部の設置、運営
- ウ 組織の整備、訓練
- エ 予防接種体制の確保
- オ 地域医療体制の確保
- カ 予防・まん延防止
- キ サーベイランスの実施
- ク 市民に対する情報提供
- ケ 市民の生活支援
- コ 要援護者への支援
- サ 県、近隣市町、関係機関との緊密な連携

---

<sup>14</sup> 特措法第18条

#### (4) 医療機関の役割

健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保を推進することが求められる。

- ア 診療継続計画の策定
- イ 院内感染対策、医療資器材の確保
- ウ 地域における医療連携体制の整備
- エ 医療の提供

#### (5) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき<sup>15</sup>、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

- ア 業務計画の策定
- イ 新型インフルエンザ等対策の実施

#### (6) 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、発生前から準備を積極的に行うことが重要である。

- ア 発生に備えた感染対策の実施や重要業務の事業継続準備
- イ 事業の継続<sup>16</sup>

#### (7) 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

- ア 発生に備えた感染対策の実施
- イ 感染防止措置の徹底、一部事業の縮小<sup>17</sup>

#### (8) 市民の役割

新型インフルエンザ等への対策は、医療対応以外の感染対策と医療対応を

---

<sup>15</sup> 特措法第3条第5項

<sup>16</sup> 特措法第4条第3項

<sup>17</sup> 特措法第4条第1項及び第2項

組み合わせることで総合的に行うことが必要であり、市民は、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備に努める。

ア 発生前から新型インフルエンザ等に関する情報や知識の取得

イ 季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用<sup>18</sup>、咳エチケット、手洗い、うがい<sup>19</sup>等の個人レベルでの感染対策の実践

ウ 発生時に備えた食料品、生活必需品等の備蓄

エ 発生時の個人レベルでの感染拡大抑制対策<sup>20</sup>

## 6 本市行動計画の主要6項目

本市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策について、政府行動計画及び静岡県行動計画に基づき、「(1)実施体制」、「(2)サーベイランス・情報収集」、「(3)情報提供・共有」、「(4)予防・まん延防止<sup>21</sup>」、「(5)医療」、「(6)市民生活及び市民経済の安定の確保」の6項目に分けて作成することとする。各項目ごとの対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点については以下のとおりである。

### (1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、本市は、国、静岡県、指定（地方）公共機関、事業者等と相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが求められる。

新型インフルエンザ等が発生する前においては、本市では、新型インフルエンザ等対策会議等の枠組みを通じ、事前準備の進捗を確認し、庁内各部課の連携を確保しながら、一体となった取組を推進する。さらに、関係部課においては、静岡県や事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

18 患者はマスクを着用することで他者への感染を減らすことができる。他者からの感染を防ぐ目的では、手洗い等との組み合わせにより一定の予防効果があったとする報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する賛否が分かれており、科学的根拠は未だ確率されていない。

19 うがいについては、風邪等の上気道感染症の予防への効果があるとする報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する科学的根拠は未だ確立されていない。

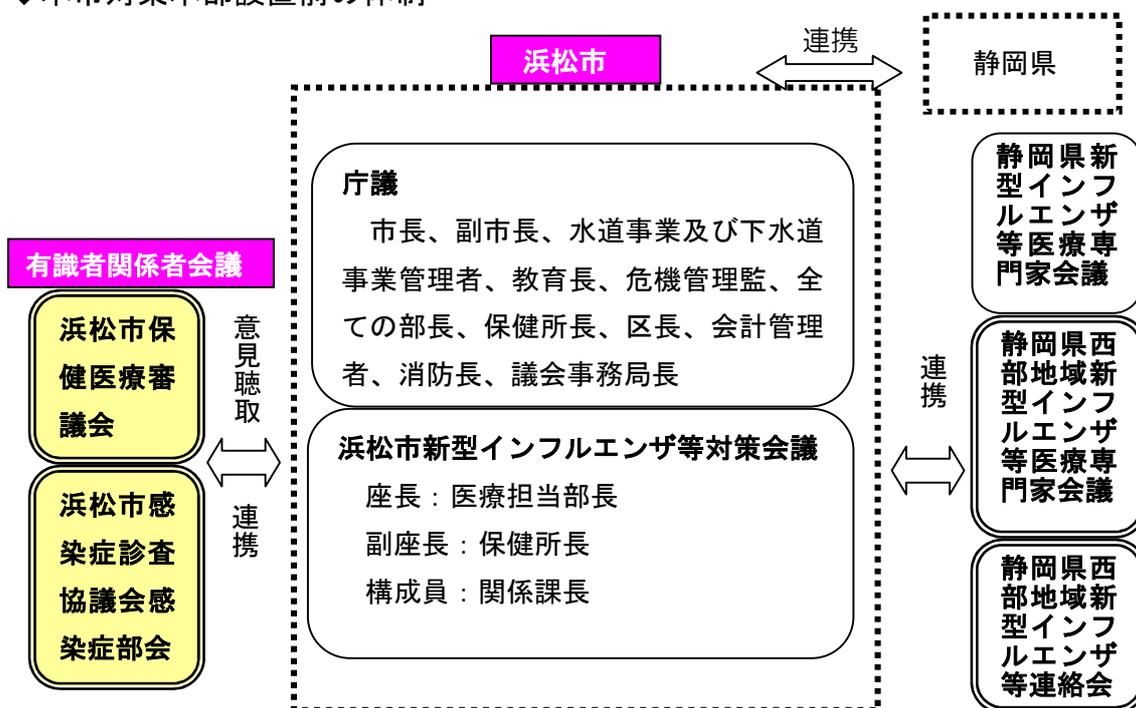
20 特措法第4条第1項

21 まん延防止とは、インフルエンザの場合、疾患の特性（不顕性感染の存在、感染力等）から感染の拡大を完全に防ぎ止めることは不可能であり、流行のピークをできるだけ遅らせ、またそのピーク時の患者数等を小さくすることである。

新型インフルエンザ等が発生し、政府が新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を行った<sup>22</sup>場合は、特措法及び浜松市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき直ちに本市対策本部を設置し、必要な措置を講ずる。

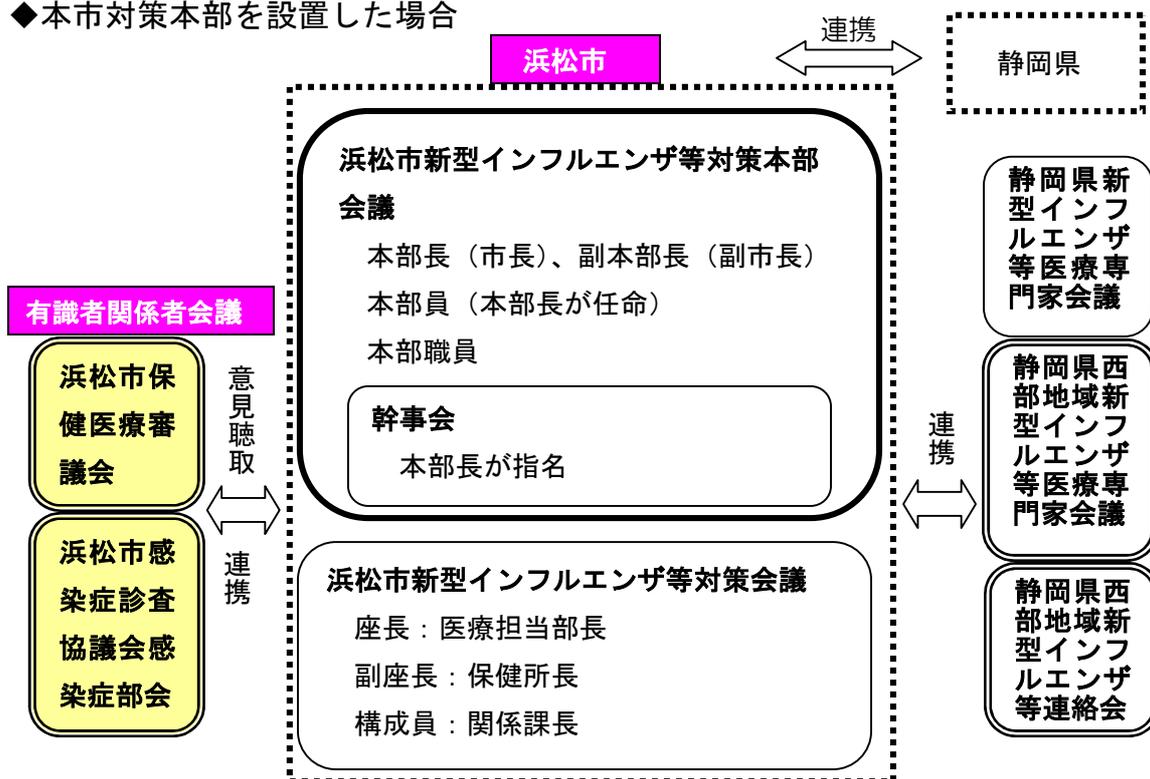
また、医療体制に関する調整及び本市行動計画の作成等の際し、「浜松市保健医療審議会」、「浜松市感染症診査協議会感染症部会」において医学・公衆衛生等の学識経験者の意見を聴く。また、静岡県主催の「地域新型インフルエンザ等医療専門家会議」、「地域新型インフルエンザ等連絡会」とも連携していく。

◆本市対策本部設置前の体制



<sup>22</sup> 特措法第32条。新型インフルエンザ等緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が公示される。講じられる緊急事態措置については、緊急事態宣言の期間、区域を超えない範囲において、別途、個別に決定される。

◆本市対策本部を設置した場合



(2) サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、サーベイランスにより、いずれの段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、収集・分析し、また、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結び付けることが重要である。

なお、未知の感染症である新感染症に対するサーベイランスは現時点では行われていないため、本項目では、新型インフルエンザに限って記載するが、新感染症が発生した場合は、国、静岡県と連携し、国から示される症例定義や診断方法を早期に関係機関へ周知し、サーベイランス体制を構築する。

特に、海外で発生した段階から国内の患者数が少ない段階では、情報が限られていることから、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、国が行う患者の臨床像等の特徴の把握、積極的な情報収集、分析に協力する。

国内の患者数が増加し、新型インフルエンザの特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点では、患者の全数把握は、その意義が低下し、また、本市や医療現場の負担も過大となることから、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替える。

サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、市内における医療体制等の確立に活用する。また、市内で流行する病原体の性状（インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等）に関する情報や、死亡者を含む重

症者の状況に関する情報は、医療機関における診療に役立てる。

また、鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスのサーベイランスを行い、これらの動物の間での発生の動向を把握する。

### (3) 情報提供・共有

#### ア 情報提供・共有の目的

本市の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、静岡県、本市、医療機関、指定（地方）公共機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報の基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、コミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけではなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

#### イ 情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障がいのある人などの情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のためのインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

#### ウ 発生前における市民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、本市は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民のほか、医療機関、事業者に情報提供する。こうした適切な情報提供を通じ、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、理解してもらうことが、いざ発生した時に市民に正しく行動してもらう上で必要である。特に、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、健康福祉部及び学校教育部等は連携して、児童、生徒等及びその保護者に対して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

#### エ 発生時における市民等への情報提供及び共有

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

市民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメ

ディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である<sup>23</sup>。提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

市民の情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、情報が届きにくい人にも配慮し、ホームページの活用等多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があり、感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

#### オ 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが重要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。

また、提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信することも重要である。さらにコミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において住民の不安に応じるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、その後の情報提供に活かしていく。

### (4) 予防・まん延防止

#### ア 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせで行うが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

#### イ 主なまん延防止対策

個人における対策については、国内における発生の初期段階から、新型イ

<sup>23</sup> マスメディアについては、言論その他表現の自由が確保されるよう特段の配慮を行う。

ンフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するように促す。

また、新型インフルエンザ等緊急事態において、静岡県知事が不要不急の外出の自粛要請等<sup>24</sup>及び施設の使用制限の要請等<sup>25</sup>を行った場合、本市は、迅速に市民及び事業者にも周知する。

地域対策・職場対策については、国内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

その他、海外で発生した場合には、国等が行う水際対策に必要な協力をを行う。

## ウ 予防接種

### ① ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

### ② 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

#### ●特定接種の対象となり得る者

・「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

<sup>24</sup> 特措法第45条第1項

<sup>25</sup> 特措法第45条第2項、3項

と政府行動計画に示されており、その範囲、接種順位等の基本的な考え方についても示されているが、政府対策本部は、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、その際の社会状況等を総合的に判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を決定するとしている。

登録事業者<sup>26</sup>のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員は国を実施主体、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる静岡県職員は静岡県を実施主体、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる本市職員については、本市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、各実施主体は、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る。

### ③ 住民接種

特措法において、緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行う。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行う。

接種順位については、政府行動計画に基づき、以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とする。政府行動計画において下記のような基本的な考え方が整理されているが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて国が決定することとなる。

#### 政府行動計画に示されている住民接種対象者の4つの群の分類

- A 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
  - ・基礎疾患を有する者
  - ・妊婦
- B 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- C 成人・若年者
- D 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

<sup>26</sup> 登録事業者のうち「市民生活・市民経済安定分野」の事業者は、接種体制の構築が登録要件となる。

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条2項）と、我が国の将来を守ることを重点に置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、国は、以下の基本的な考え方を踏まえて決定する。

**政府行動計画に示されている住民接種の基本的な考え方**

**A 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方**

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
（医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞小児＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定）

1 医学的ハイリスク者 2 成人・若年者 3 小児 4 高齢者

- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
（医学的ハイリスク者＞高齢者＞小児＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）

1 医学的ハイリスク者 2 高齢者 3 小児 4 成人・若年者

- ・小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
（医学的ハイリスク者＞小児＞高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）

1 医学的ハイリスク者 2 小児 3 高齢者 4 成人・若年者

**B 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方**

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
（医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定）

1 小児 2 医学的ハイリスク者 3 成人・若年者 4 高齢者

- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
（医学的ハイリスク者＞高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）

1 小児 2 医学的ハイリスク者 3 高齢者 4 成人・若年者

**C 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方**

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
（成人・若年者＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定）

1 医学的ハイリスク者 2 小児 3 成人・若年者 4 高齢者

- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
（高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）

1 医学的ハイリスク者 2 小児 3 高齢者 4 成人・若年者

本市は、静岡県と連携し、医療関係者の協力のもと、原則として集団的接種により、住民接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

#### ④ 留意点

「特定接種」、「住民接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定される。

### (5) 医療

#### ア 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、本市は、静岡県と連携し、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。特に、地域医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる医療機関である指定（地方）公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。

#### イ 発生前における医療体制の整備

本市は、静岡県が設置する、二次医療圏を単位に、保健所を中心として、地域医師会、地域薬剤師会、地域の中核的医療機関、市町、消防等の関係者からなる対策会議（静岡県西部地域新型インフルエンザ等医療専門家会議、静岡県西部地域新型インフルエンザ等連絡会）及び浜松市保健医療審議会、浜松市感染症診査協議会により、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。

本市は、あらかじめ帰国者・接触者外来を設置する医療機関や公共施設等のリストを作成し設置の準備を行うとともに、帰国者・接触者相談センターの設置の準備を進める。

#### ウ 発生時における医療体制の維持・確保

新型インフルエンザ等の国内での発生の早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染対策としても有効である可能性があることから、病原性が低い

ことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等に入院措置を行う。このため、市は、事前に県と協議連携し、感染症病床等の利用計画を策定する。

また、国内での発生早期では、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、国が発信する発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に提供する。

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、静岡県内で新型インフルエンザ等が拡がる前の段階までは「帰国者・接触者外来」を設置して診療を行うが、新型インフルエンザ等の患者は帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要がある。このため、帰国者・接触者外来を有しない医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い院内での感染防止に努める。また、医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

本市は、「帰国者・接触者相談センター」を設置し、その周知を図る。帰国者・接触者外来等の地域における医療体制については、「帰国者・接触者相談センター」から情報提供を行う。

帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が見られるようになった場合等には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保を図ることとする。

その際、感染症指定医療機関等以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させることができるよう、本市は事前に静岡県と協議し、その活用計画を策定しておくとともに、在宅療養の支援体制を整備する。

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、国、静岡県との連携だけでなく、地域医師会等の関係機関のネットワークの活用が重要である。

## エ 医療関係者に対する要請・指示

特措法では、新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師等その他の政令で定める医療関係者に対し、都道府県知事が医療を行うよう要請等を行うことができることになっている。

本市は、静岡県と連携し、市内医療機関に対し、医療の提供について要請を

行う。

#### オ 抗インフルエンザウイルス薬等

抗インフルエンザウイルス薬の備蓄は、国の方針に基づき国、県が実施する。市は、新型インフルエンザ等対策に従事する職員等の予防投与分を、現在の備蓄状況を勘案しつつ、計画的、安定的に備蓄しておく。

### (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの市民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人や家族の罹患等により、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑えることができるよう、国、静岡県、本市、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者は特措法に基づき事前に十分準備を行い、一般の事業者においても事前の準備を行うことが重要である。

## 7 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画は、国としての戦略に即して5つの発生段階に分類されて作成されており、発生段階の移行については、海外や国内の発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定するとしている。

また、地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、静岡県は県内における発生段階を定め、その移行については、必要に応じて静岡県が国と協議の上で、静岡県対策本部が判断する。

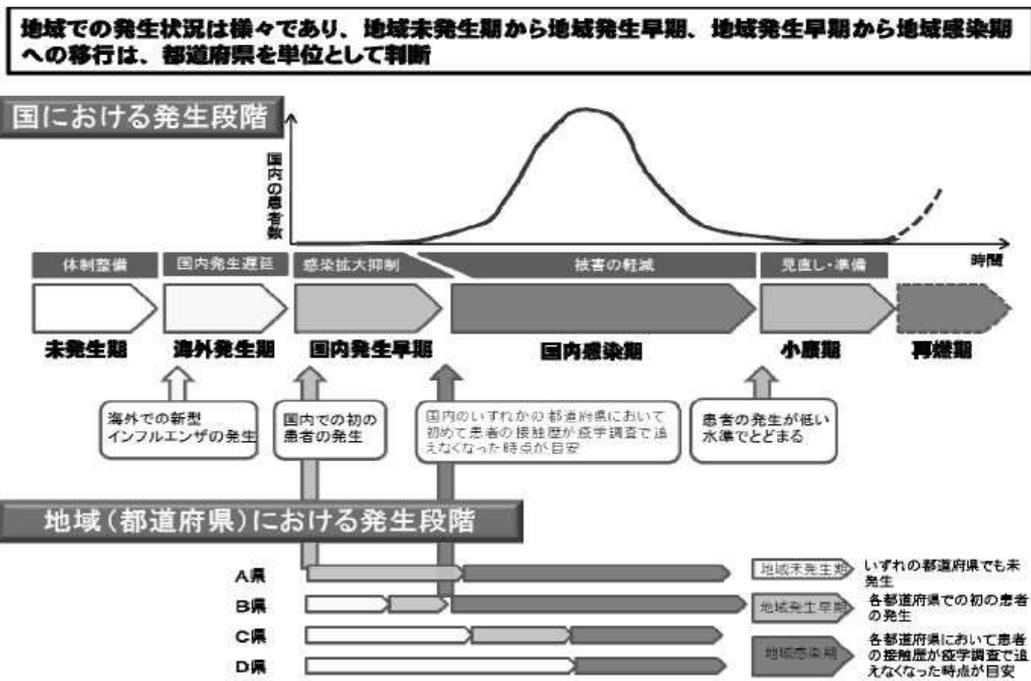
本市は、国、静岡県、関係機関等と連携し、国、静岡県の定める発生段階や近隣の市町の発生状況に応じ、行動計画等で定められた対策を実施することとする。

なお、発生段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するという点に留意が必要である。

【発生段階とその状態】

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	<p>国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態</p> <p>静岡県においては、以下のいずれかの発生段階。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内未発生期：静岡県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態</li> <li>・ 県内発生早期：静岡県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態</li> </ul>
国内感染期	<p>国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態</p> <p>静岡県においては、以下のいずれかの発生段階。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内未発生期：静岡県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。</li> <li>・ 県内発生早期：静岡県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態</li> <li>・ 県内感染期：静岡県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態</li> </ul> <p>※感染拡大～まん延～患者の減少</p>
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

【国及び地域（都道府県）における発生段階】



## 新型インフルエンザ等対策の主な流れ

	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
対策の考え方	・発生に備えて体制整備をする	・国内発生をできる限り遅らせる ・国内発生に備えての体制整備	・流行のピークを遅らせるための感染対策を実施 ・感染拡大に備えた体制整備	・対策の主眼を早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に変更 ・必要なライフライン等の事業活動を継続	・第二波に備えた第一波の評価 ・医療体制、社会経済活動の回復
実施体制		新型インフルエンザ等対策会議の開催 ※任意の市対策本部設置可	★緊急事態宣言発令時必置 市対策本部の設置、対策の総合的推進 ※市対策本部は、緊急事態解除宣言後に廃止		
サーベイランス情報収集		患者の全数把握	患者の全数把握 集団発生把握	患者の全数把握中止 通常サーベイランスを実施 ※県内感染期若しくは状況により決定	
情報提供・共有	調査研究結果などの情報を市民、医療機関、事業者、学校などへ提供	コールセンターの設置			
		さまざまな媒体を使ったわかりやすい情報提供			
		一般的な感染予防対策等・新型インフルエンザ等対策の情報提供			
予防・まん延防止	入国者に対する健康監視体制の整備	予防接種(特定接種・住民接種)			
		患者の隔離・濃厚接触者の外出自粛要請等			
		発生国からの入国者への健康監視の実施 ※終了時期は国が判断	市民、事業者、福祉施設への感染対策の要請 ★学校等の休業、外出自粛要請・施設使用制限 ※緊急事態宣言発令時に県が要請		
医療提供体制	帰国者・接触者相談センターの設置				
	帰国者・接触者外来の設置	帰国者・接触者外来による診察、入院対応施設による入院		一般医療機関で診療	
	PCR検査体制の整備		PCR検査実施		
	医療機関等への情報提供				
市民生活及び市民経済の安定の確保	○要援護者生活支援の準備 ○火葬・埋葬体制整備の準備 ○物資資材の備蓄	事業者への感染対策の呼びかけ 遺体の一時安置準備			
		★水の安定供給 ★生活関連物資等の価格安定措置			
		★要援護者生活支援 ★緊急時の火葬・埋葬の特例実施			

★新型インフルエンザ等緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置

(注)段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に選択し実施する。

## 第3章 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、国が政府行動計画に基づき作成する「基本的対処方針」を踏まえ、本市は、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

<b>1 未発生期</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。</li> <li>・ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。</li> </ul>
<p>目的：</p> <p>1) 発生に備えて情報収集や体制の整備を行う。</p>
<p>対策の考え方：</p> <p>1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本市行動計画等を踏まえ、国、静岡県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。</p> <p>2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民及び関係者全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。</p>

## (1) 実施体制

### ア 本市行動計画等の作成

本市は、特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。〔全部局〕

### イ 体制の整備及び国・静岡県等との連携強化

- ① 本市は、本市における取組体制を整備・強化するために、新型インフルエンザ等対策会議等の枠組を通じて、初動対応体制の確立や発生時に備えた対策の準備を進める。〔危機管理監、健康福祉部〕
- ② 本市は、国、静岡県、他の市町、指定（地方）公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する<sup>27</sup>。〔危機管理監、健康福祉部〕

## (2) サーベイランス・情報収集

### ア 情報収集

本市は、国、静岡県等から新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。〔健康福祉部〕

### イ 通常のサーベイランス

<sup>27</sup> 特措法第12条

- ① 本市は、毎年冬季に流行する季節性インフルエンザについて、市内の指定届出機関において患者発生の動向を調査し、流行状況について把握する。また、浜松市保健環境研究所において、ウイルス株の性状（亜型や薬剤耐性等）を調査し、流行しているウイルスの性状について把握する。〔健康福祉部〕
- ② 本市は、インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。〔健康福祉部〕
- ③ 本市は、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。〔健康福祉部、こども家庭部、学校教育部〕

## ウ 調査研究

本市は、新型インフルエンザ等の国内発生時に迅速かつ適切に積極的疫学調査<sup>28</sup>を実施できるよう、国及び静岡県との連携体制の整備を図る。〔健康福祉部〕

## (3) 情報提供・共有

### ア 継続的な情報提供

- ① 本市は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や、発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う<sup>29</sup>。〔健康福祉部〕
- ② 本市は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。〔健康福祉部〕

## イ 体制整備

本市は、情報提供・共有の体制整備等の事前の準備として以下を行う。〔危機管理監、企画調整部、健康福祉部〕

- ① 新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供の内容（国、静岡県と連携し、対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体を明確にすること）や、媒体（テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とするが、情報の受取手に応じ、利用可能な複数の媒体・機関を活用する）等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。

<sup>28</sup> 感染症法第15条

<sup>29</sup> 特措法第13条

- ② 一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築する（広報担当者間での適時適切な情報共有方法の検討等）。
- ③ 常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、さらなる情報提供に活かす体制を構築する。
- ④ 国や静岡県等、関係機関とメールや電話を活用して、緊急に情報を提供できる体制を構築する。さらにインターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有の在り方を検討する。
- ⑤ 新型インフルエンザ等発生期に、市民からの相談に応じるため、コールセンター等相談窓口を設置する準備を進める。

#### (4) 予防・まん延防止

##### ア 対策実施のための準備

###### ① 個人における対策の普及

本市、学校及び市内事業者は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センター<sup>30</sup>に連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。〔健康福祉部、こども家庭部、産業部、学校教育部〕

###### ② 地域対策・職場対策の周知

本市は、新型インフルエンザ等発生時に実施される個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を行う。〔健康福祉部、産業部〕

###### ③ 水際対策

本市は、検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、検疫所その他関係機関の連携を図る。〔健康福祉部〕

##### イ 予防接種

###### ① 基準に該当する事業者の登録

○ 本市は、国が進める登録事業者の登録に関し、国が作成した登録実施要領（特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等を示すもの）による、事業者に対しての登録作業に係る周知に協力する。〔健康福祉部、関係各部〕

<sup>30</sup> 海外発生期から国内発生早期までの間に設置することとなっている。

- 本市は、国による基準に該当する事業者を登録する事務手続きに協力する。〔健康福祉部、関係各部〕

## ② 接種体制の構築

### ○ 特定接種

本市は、特措法第28条に基づく政府対策本部長の指示により、特定接種の対象となり得る本市職員に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。〔健康福祉部〕

### ○ 住民接種

- ・ 本市は、国及び静岡県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図る。〔健康福祉部〕
- ・ 本市は、円滑な接種の実施のために、国及び静岡県の技術的な支援を受けながら、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市以外の市町村における接種を可能にするよう努める。〔健康福祉部〕
- ・ 本市は、速やかに接種することができるよう、国が示す接種体制の具体的なモデル等を参考にしながら、国、静岡県、地域医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。〔市民部、健康福祉部、こども家庭部、学校教育部〕

### ○ 情報提供

本市は、国から提供される新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、市民の理解促進を図る。〔健康福祉部〕

## (5) 医療

### ア 地域医療体制の整備

- ① 本市は、静岡県が設置する、二次医療圏を単位に、保健所を中心として、地域医師会、地域薬剤師会、指定（地方）公共機関を含む地域の中核的医療機関、市町、消防等の関係者からなる対策会議（静岡県西部地域新型インフルエンザ等医療専門家会議、静岡県西部地域新型インフルエンザ等患者連絡会）及び、浜松市保健医療審議会、浜松市感染症診査協議会により、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。〔健康福祉部、消防局〕
- ② 本市は、発生時の地域医療体制の確保のために、平素から静岡県や地域

の医療関係者との間で、発生時の医療体制について協議し確認を行う。〔健康福祉部〕

- ③ 本市は、帰国者・接触者相談センターを設置する準備を進める。〔健康福祉部〕
- ④ 本市は、静岡県や地域医師会等と連携し、帰国者・接触者外来を設置する体制を整備するとともに、感染症指定医療機関等での入院患者の受入準備を進める。〔健康福祉部〕
- ⑤ 本市は、国、静岡県と連携し、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を進めるよう要請する。〔健康福祉部〕

#### イ 国内感染期に備えた医療の確保

以下の点に留意して、国内感染期に備えた医療の確保に取り組む。

- ① 本市は、全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、マニュアルを示すなどしてその作成の支援に努める。〔健康福祉部〕
- ② 本市は、地域の実情に応じ、感染症指定医療機関、結核病床を有する医療機関、二次・三次救急対応医療機関等で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努める。〔健康福祉部〕
- ③ 本市は、静岡県が行う入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等の把握に協力する。〔健康福祉部〕
- ④ 本市は、地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を維持するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。〔健康福祉部〕
- ⑤ 本市は、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。〔健康福祉部〕
- ⑥ 本市は、県内感染期においても、救急機能を維持するための方策について検討を進める。また、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。〔消防局〕

#### ウ 手引き等の策定、研修等

- ① 本市は、国が策定した新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関する手引き等について、医療機関に周知する。〔健康福祉部〕
- ② 本市は、国及び静岡県と連携しながら、相互に医療従事者等に対し、新型

インフルエンザ等の発生を想定した研修や訓練を行う。〔健康福祉部〕

## エ 医療資器材の整備

本市は、静岡県と連携し、国からの要請による医療機関における必要な医療資器材や増床の余地についての調査を行う。〔健康福祉部〕

## オ 検査体制の整備

本市は、国からの技術的支援を受け、保健環境研究所において新型インフルエンザ等に対するPCR検査等を実施する体制を整備する。〔健康福祉部〕

## カ 医療機関等への情報提供

本市は、国、静岡県の発信する、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を市内医療機関等に迅速に提供するための体制を整備する。〔健康福祉部〕

## (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

### ア 新型インフルエンザ等発生時の要援護者<sup>31</sup>への生活支援

本市は、国内感染期における高齢者、障がいのある人等の要援護者への生活支援、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握に努め、対策の準備をする。〔危機管理監、健康福祉部、こども家庭部〕

### イ 火葬能力等の把握

本市は、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討及び火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を静岡県と連携し整備する。〔市民部〕

### ウ 物資及び資材の備蓄等<sup>32</sup>

本市は、国、静岡県、指定（地方）公共機関等と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、又は施設及び設備を整備等する。〔健康福祉部〕

<sup>31</sup> 要援護者については、政府有識者会議中間とりまとめ（平成25年2月7日）8.6「社会的弱者への支援について」に記載されており、その対象者は、「家族が同居していない又は近くにいないため、介護ヘルパー等の介護や介助なしには日常生活ができない独居高齢者や障がいのある人が対象範囲となる。災害時要援護者の対象者を参考に範囲を定めることが考えられるが、災害時要援護者の対象であっても、同居者がいたり、家族が近くにいる場合や、あるいは独居高齢者であっても支障なく日常生活ができる者は対象外となる。」とされている。

<sup>32</sup> 特措法第10条

<h2>2 海外発生期</h2>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。</li> <li>・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。</li> <li>・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。</li> </ul>
<p>目的：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、市内発生の遅延と早期発見に努める。</li> <li>2) 市内発生に備えて情報収集や体制の整備を行う。</li> </ol>
<p>対策の考え方：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。</li> <li>2) 対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。</li> <li>3) 市内発生した場合には早期に発見できるよう市内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。</li> <li>4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生に備え、国内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、市民に準備を促す。</li> <li>5) 国が示す基本的対処方針に基づき、医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、市民生活及び市民経済の安定のための準備、予防接種体制の確立等、国内発生に備えた体制整備を急ぐ。</li> </ol>

### (1) 実施体制

- ① 本市は、国が示す基本的対処方針に基づき、静岡県と連携し、新型インフルエンザ等対策会議の開催等の実施体制を整える。〔危機管理監、企画調整部、健康福祉部〕
- ② 本市は、海外において、り患した場合の病状の程度が、季節性インフルエンザと同等程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと国が判断する場合には、感染症法等に基づく各種対策を実施する。〔健康福祉部〕
- ③ 政府対策本部が設置され、緊急事態宣言前においては、状況により本市対策本部を設置し新型インフルエンザ等対策を実施する。〔危機管理監、健康福祉部〕

## (2) サーベイランス・情報収集

### ア 情報収集

本市は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況について、厚生労働省、国立感染症研究所、静岡県等を通じて必要な情報を収集する。〔健康福祉部〕

- ・病原体に関する情報
- ・疫学情報（症状、症例定義、致命率等）
- ・治療法に関する情報（抗インフルエンザウイルス薬の有効性等）

### イ サーベイランスの強化等

- ① 本市は、引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。〔健康福祉部〕
- ② 本市は、市内における新型インフルエンザ等の患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の臨床像等の特徴を把握するため、全ての医師に新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む。）を診察した場合の届出を求め、全数把握を開始する。〔健康福祉部〕
- ③ 本市は、感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。〔健康福祉部、こども家庭部、学校教育部〕

## (3) 情報提供・共有

### ア 情報提供

本市は、市民に対して、国や静岡県が確認している海外での発生状況、現在の対策、国内発生した場合に必要な対策等を、マスメディアや市のホームページ等の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。〔企画調整部、健康福祉部〕

### イ 情報共有

本市は、国や静岡県、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う窓口担当を設置し、メール等による対策の理由、プロセス等の共有を行う。〔企画調整部、健康福祉部〕

### ウ コールセンター等の設置

- ① 本市は、他の公衆衛生業務に支障を来たさないように、市民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等を設置し、国から配布されるQ&A等を参考にしながら、適切な情報提供を行う。〔企画調整部、健康福祉部〕

- ② 本市は、市民からコールセンター等に寄せられる問い合わせ、国や静岡県、関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、その後の情報提供に反映する。〔企画調整部、健康福祉部〕

#### (4) 予防・まん延防止

##### ア 市内でのまん延防止対策の準備

本市は、国及び静岡県と相互に連携し、市内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく、患者への対応（治療、入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。また、本市は、検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。〔健康福祉部〕

##### イ 感染症危険情報の提供

本市は、国から発出される感染症危険情報をもとに、新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起を行う。

また、市内事業者等に対し、国が行う渡航延期要請等についての情報提供を行う。（健康福祉部）

##### ウ 水際対策

本市は、国の要請により、検疫所から情報提供のあった同乗者及び発生国からの入国者について、健康監視等を実施する。〔健康福祉部〕

##### エ 予防接種

###### ① 特定接種

本市は、国が示す基本的対処方針に定める特定接種の具体的運用に基づき、本市職員の対象者に対して、集団的接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う<sup>33</sup>。〔健康福祉部〕

###### ② 住民接種

- 本市は、国及び静岡県と連携して、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の接種体制の準備を行う。〔健康福祉部〕
- 本市は、国の要請により、全市民が速やかに接種できるよう集団的な接種を行うことを基本として、具体的な接種体制の構築の準備を進める。

<sup>33</sup> 特措法第28条

〔健康福祉部〕

### ③ 情報提供

本市は、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。〔健康福祉部〕

## (5) 医療

### ア 新型インフルエンザ等の症例定義

本市は、国の示す新型インフルエンザ等の症例定義及びその修正に留意し、速やかに、関係機関に周知する。〔健康福祉部〕

### イ 医療体制の整備

本市は、静岡県と連携し、以下の医療体制を整備する。〔健康福祉部〕

- ① 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等になり患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行う。そのため、帰国者・接触者外来を整備する。
- ② 帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、地域医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。
- ③ 帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。
- ④ 新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を保健環境研究所において、亜型等の同定を行うとともに、国立感染症研究所に確認を依頼する。

### ウ 帰国者・接触者相談センターの設置

本市は、国の要請を受け、以下を行う。〔健康福祉部〕

- ① 帰国者・接触者相談センターを設置する。
- ② 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

### エ 医療機関等への情報提供

本市は、国、静岡県から提供される、新型インフルエンザ等の診断・治療

に資する情報等を市内医療機関等に迅速に提供する。〔健康福祉部〕

#### **オ 検査体制の整備**

本市は、国からの技術的支援を受け、保健環境研究所において新型インフルエンザ等に対するPCR検査等の実施体制を速やかに整備する。〔健康福祉部〕

#### **カ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等**

本市は、国、静岡県と連携し、医療機関に対し、国、静岡県が備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。〔健康福祉部〕

### **(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保**

#### **ア 事業者の対応**

本市は、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を実施するための準備を行うよう要請する。〔関係各部〕

#### **イ 遺体の火葬・安置**

本市は、国、静岡県の要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。〔市民部〕

### 3 国内発生早期

- ・ 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- ・ 国内でも都道府県によって状況が異なる可能性がある。

(県内未発生期)

静岡県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。

(県内発生早期)

静岡県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

- ・ 海外での確認後、日本国内そして県内に感染が拡大していくとは限らず、日本国内、県内で初めて新型インフルエンザ等が確認される可能性もある。

目的：

- 1) 市内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2) 患者に適切な医療を提供する。
- 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

対策の考え方：

- 1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染対策等を行う。
- 2) 医療体制や感染対策について周知し、個人がとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- 3) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国、静岡県から提供される国内外の情報を医療機関等に提供する。
- 4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。
- 5) 静岡県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 6) 住民接種を早期に開始できるように準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

#### (1) 実施体制

- ① 本市は、市内での発生が確認された時は、本市対策本部を設置<sup>34</sup>し、国の

<sup>34</sup> 特措法第36条

示す基本的対処方針及び本市行動計画に基づき、静岡県と連携し、新型インフルエンザ等対策を実施する。〔危機管理監、健康福祉部〕

## ②【緊急事態宣言がされた場合の措置】

政府対策本部長が緊急事態宣言をした場合、直ちに、本市対策本部を設置し、国が示す基本的対処方針及び本市行動計画に基づき新型インフルエンザ等対策を決定する。

## (2) サーベイランス・情報収集

### ア 情報収集

本市は、引き続き、国、静岡県等を通じて、海外及び国内での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について必要な情報を収集する。〔健康福祉部〕

### イ サーベイランス

- ① 本市は、海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を実施する。〔健康福祉部、こども家庭部、学校教育部〕
- ② 本市は、医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供する等のため、新型インフルエンザ等患者の臨床情報を収集し、国、静岡県に報告する。〔健康福祉部〕
- ③ 本市は、できる限りリアルタイムで把握した市内の発生状況を、国、静岡県に報告し、国、静岡県と連携しながら必要な対策を実施する。〔健康福祉部〕

### ウ 調査研究

本市は、国、静岡県と連携し、発生した市内患者について、初期の段階には、積極的疫学調査を実施し、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。〔健康福祉部〕

## (3) 情報提供・共有

### ア 情報提供

- ① 本市は、市民に対して、引き続き、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、市対策本部の広報担当を中心として、国内外の発生状況と具体的な対策等について、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。なお、

市内で新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、国、静岡県と連携し、患者の個人情報の保護と公益性に配慮し情報提供するものとする。〔危機管理監、企画調整部、健康福祉部〕

- ② 本市は、特に、市民がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、関係機関と連携し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。〔関係各部〕
- ③ 本市は、市民や関係機関等からコールセンター等に寄せられる問い合わせを集約し、市民や関係機関等が必要とする情報を精査して、市民の不安等に応じるため、その後の情報提供に反映する。〔危機管理監、企画調整部、健康福祉部〕
- ④ 本市は、情報が届きにくい高齢者、障がいのある人等の要援護者や外国人に対して、それぞれの対象者ごとの特性に応じた内容、表現とすることに留意し、以下の対応により、確実に情報が行き届くように配慮する。〔企画調整部、健康福祉部〕
  - ・ 要介護者や一人暮らし高齢者等に対しては、地域包括支援センターや介護保険サービス事業所等の関係機関と連携した周知を行う。
  - ・ 障がいのある人に対しては、視覚障害者向けの広報物の作成、障害者団体及び障害福祉サービス事業所を通じた周知を行う。
  - ・ 本市在住の外国人に対しては、浜松国際交流協会等関係機関と連携し、外国語による広報等の作成、ホームページでの情報発信を行う。

## イ 情報共有

本市は、国や静岡県、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、流行状況や国等の対策方針を迅速かつ的確に把握する。〔健康福祉部〕

## ウ コールセンター等の体制充実・強化

本市は、国が配付するQ&Aや本市のコールセンター等に寄せられた問い合わせ等を集約し取りまとめた相談状況等に基づき、本市のコールセンター等の相談体制の充実・強化を図る。〔企画調整部、健康福祉部〕

#### (4) 予防・まん延防止

##### ア 市内でのまん延防止対策

- ① 本市は、県内発生早期となった場合には、国、静岡県と連携し、感染症法に基づく、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施等）などの措置を行う。〔健康福祉部〕
- ② 本市は、業界団体等を経由し又は直接、市民、事業者等に対し次の要請を行う。
  - 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症等の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。〔健康福祉部、こども家庭部、産業部、学校教育部〕
  - ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学校閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うように学校の設置者に要請する。〔健康福祉部、こども家庭部、学校教育部〕
  - 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。〔健康福祉部、都市整備部〕
- ③ 本市は、国、静岡県と連携し、関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が、居住する施設等に対し、感染対策を強化するよう要請する。〔健康福祉部〕

##### イ 水際対策

- ① 本市は、国の水際対策が継続される場合、引き続きそれに協力する。〔健康福祉部〕
- ② 本市は、国が検疫の強化について、病原体の病原性や感染力、海外の状況、国内の状況等を踏まえ、合理性が認められなくなったと判断した場合には、その判断に従う。〔健康福祉部〕

##### ウ 予防接種

- ① 特定接種  
本市は、国が示す基本的対処方針に基づき定める特定接種の具体的運用に基づき、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に本

人の同意を得て、特定接種を進める。〔健康福祉部〕

## ② 住民接種<sup>35</sup>

本市は、地域医師会等の協力を得て、国が決定した市民への接種順位の基本的な考え方等に基づき、ワクチン供給が可能になり次第、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を実施する。なお、接種の実施に当たっては国、静岡県と連携して保健所・保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関等に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、当該市の区域に居住する者を対象に集団的接種を行う。

また、静岡県へ接種に関する情報を提供するとともに、住民に対して情報提供を行う。〔健康福祉部〕

### 【緊急事態宣言がされた場合の措置】

緊急事態宣言がされた場合には、静岡県が必要に応じて行う措置を踏まえ、上記の対策に加え、以下の対策を講じる。

#### ③ 外出自粛の要請に係る周知

静岡県が、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する場合、本市は、市民に対して周知を図る。〔危機管理監、企画調整部、健康福祉部〕

#### ④ 施設の使用制限の要請に係る周知

静岡県が、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う場合、本市は関係機関に周知を図る。〔関係各部〕

#### ⑤ 臨時の予防接種

本市は、国が示す基本的対処方針の変更に踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。〔健康福祉部〕

## (5) 医療

### ア 医療体制の整備

本市は、国の要請を受け、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き

<sup>35</sup> 特定接種が終わらなければ、住民接種が開始できないというものではない。

続き実施する。

また、患者等が増加してきた段階においては、国の要請に基づき、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行する。〔健康福祉部〕

#### イ 患者への対応等

- ① 本市は、国、静岡県と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は病原性が高い場合に実施するが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。〔健康福祉部〕
- ② 本市は、国、静岡県と連携し、必要と判断した場合に、保健環境研究所において、新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行う。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等の確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査等の確定検査は重症者等に限定して行う。〔健康福祉部〕
- ③ 本市は、国、静岡県と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって、十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。〔健康福祉部〕

#### ウ 医療機関等への情報提供

本市は、引き続き、国、静岡県から提供される新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を市内の医療機関等に迅速に提供する。〔健康福祉部〕

#### エ 抗インフルエンザウイルス薬

本市は、国、静岡県と連携し、国内感染期に備え、引き続き、医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。〔健康福祉部〕

### (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

#### ア 事業者への対応

本市は、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請する。〔産業部〕

### イ 市民・事業者への呼びかけ

本市は、市民に対し、食料品、生活必需品の購入に当たっての消費者として適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請<sup>36</sup>する。〔市民部、産業部〕

### ウ 遺体の火葬・安置

本市は、国、静岡県の要請に基づき、引き続き、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるように準備を進める。〔市民部〕

#### 【緊急事態宣言がされた場合の措置】

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

### エ 生活関連物資等の価格の安定等

本市は、国、静岡県と連携し市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業団体等に対する供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。〔市民部、産業部〕

### オ サービス水準に係る市民への呼びかけ

本市は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、市民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。〔企画調整部、関係各部〕

### カ 水の安定供給<sup>37</sup>

水道事業者である本市は、行動計画または業務計画の定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。〔上下水道部〕

<sup>36</sup> 特措法第55条

<sup>37</sup> 特措法第52条

## 4 国内感染期

- ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- ・国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。

(県内未発生期)

静岡県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。

(県内発生早期)

静岡県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

(県内感染期)

静岡県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む）。

目的：

- 1) 医療体制を維持する。
- 2) 健康被害を最小限に抑える。
- 3) 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。

対策の考え方：

- 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。
- 2) 地域ごとの発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、国、静岡県の動向をみながら、実施すべき対策の判断を行う。
- 3) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- 4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- 5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限に抑える。
- 6) 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- 8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

## (1) 実施体制

### ア 基本的対処方針の変更

本市は、国の基本的対処方針が変更された場合は、変更された基本的対処方針に基づき、静岡県と連携し、新型インフルエンザ等対策を実施する。〔健康福祉部、関係各部〕

### イ 【緊急事態宣言がされた場合の措置】

緊急事態宣言がされている場合には、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ① 政府対策本部長が緊急事態宣言をした場合、直ちに、本市対策本部を設置<sup>38</sup>し、国が示す基本的対処方針及び本市行動計画に基づき新型インフルエンザ等対策を決定する。〔危機管理監、健康福祉部〕
- ② 本市は、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う<sup>39</sup>。〔関係各部〕

## (2) サーベイランス・情報収集

### ア 情報収集

本市は、引き続き、国、静岡県等を通じて、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況や対策等に関する必要な情報を収集する。〔健康福祉部〕

### イ サーベイランス

本市は、全国での患者数が数百人程度に増加した段階では、新型インフルエンザ等患者の全数把握の継続について、静岡県と協議し下記のとおり対応する。また、学校等における集団発生の把握については、国の決定に従い、通常のサーベイランスに戻す。〔健康福祉部、こども家庭部、学校教育部〕

#### 【県内未発生期、県内発生早期における対応】

本市は、国内発生早期に引き続き、国の指示に基づき、新型インフルエンザ等患者の全数把握を行う。〔健康福祉部〕

#### 【県内感染期における対応】

- ① 本市は、静岡県と連携し、新型インフルエンザ等患者の全数把握を中止し、通常のサーベイランスを継続する。〔健康福祉部〕
- ② 本市は、国から提供される国内の発生状況に対し、国、静岡県と連携し

<sup>38</sup> 特措法第36条

<sup>39</sup> 特措法第38条第1項、第39条第2項、第40条、第41条

必要な対策を実施する。〔健康福祉部、関係各部〕

### (3) 情報提供・共有

#### ア 情報提供

- ① 本市は、引き続き、利用可能な媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等について、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明らかにするとともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。〔危機管理監、企画調整部、健康福祉部〕
- ② 本市は、引き続き、特に市民がとるべき行動を理解しやすいよう、地域の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても情報提供する。〔関係各部〕
- ③ 本市は、引き続き、市民や関係機関等からコールセンター等に寄せられる問い合わせを集約し、市民や関係機関等が必要とする情報を精査して、その後の情報提供に反映する。〔危機管理監、企画調整部、健康福祉部〕

#### イ 情報共有

本市は、国や静岡県、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、流行状況や国等の対策方針を迅速かつ的確に把握する。〔健康福祉部〕

#### ウ コールセンター等の継続

本市は、国が配布するQ&Aや本市コールセンター等に寄せられた問い合わせ等を具体的に取りまとめた相談状況に基づき、本市のコールセンター等の相談体制の継続をする。〔健康福祉部〕

### (4) 予防・まん延防止

#### ア 市内のまん延防止対策

- ① 本市は、国、静岡県と連携して、業界団体等を経由し、または直接、市民、事業者等に対して次の要請を行う。
  - ・ 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。〔健康福祉部、産業部〕
  - ・ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全

法に基づく臨時休業<sup>40</sup>（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校設置者に要請する。〔健康福祉部、こども家庭部、学校教育部〕

- ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。〔健康福祉部、都市整備部〕
- ② 本市は、国、静岡県<sup>40</sup>の要請を受け、関係機関等に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等に対し、感染対策を強化するよう、引き続き要請する。〔健康福祉部、こども家庭部〕
- ③ 本市は、国、静岡県と連携し、医療機関に対し、静岡県内感染期となった場合は、患者の治療を優先することから、患者との濃厚接触者（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請する。患者の同居者に対する予防投与については、その期待される効果を評価した上で継続の有無を国が決定する。〔健康福祉部〕
- ④ 本市は、県内感染期となった場合は、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は中止する。〔健康福祉部〕

## イ 予防接種

本市は、国内発生早期に引き続き、特措法第28条に基づく政府対策本部長の指示による特定接種及び予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。〔健康福祉部〕

## ウ 緊急事態宣言がされた場合の措置

緊急事態宣言がされている場合、上記の対策に加え、必要に応じて、以下の対策を行う。

- ① 外出自粛の要請に係る周知
 

静岡県が、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治療までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する場合、本市は、市民に対して周知を図る。〔企画調整部、健康福祉部〕
- ② 施設の使用制限の要請に係る周知
 

静岡県が、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う場合、本市は関係機関に周知を図る。〔企画調整部、健康福祉部〕

<sup>40</sup> 感染が拡大するにつれて感染拡大防止の効果は低下することから、状況に応じて対策を緩和することも考えられる。

**③ 臨時の予防接種**

本市は、国が示す基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。  
〔健康福祉部〕

**(5) 医療**

本市は、国、静岡県と連携し、以下のことを実施する。

**ア 患者への対応等****【県内未発生期・県内発生早期における対応】**

- ① 引き続き、帰国者・接触者外来における診察、患者の入院措置等を実施する。〔健康福祉部〕
- ② 必要が生じた際には、感染症法に基づく入院措置を中止し、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制とする。〔健康福祉部〕

**【県内感染期における対応】**

- ① 帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行う体制とする。〔健康福祉部〕
- ② 入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。〔健康福祉部〕
- ③ 医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて、国が示す対応方針を周知する。〔健康福祉部〕
- ④ 医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。〔健康福祉部〕

**イ 医療機関等への情報提供**

本市は、引き続き、国、静岡県から提供される、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を市内の医療機関等に迅速に提供する。〔健康福祉部〕

### ウ 在宅で療養する患者への支援

本市は、患者や医療機関等から要請があった場合には、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問介護、訪問診療、食事の提供等、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。〔健康福祉部、消防局〕

### エ 緊急事態宣言がされた場合の措置

本市は、静岡県が行う下記の対策に必要な協力をする。

静岡県は、国と連携し、市内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院<sup>41</sup>等のほか、医療体制の確保、感染拡大の防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し<sup>42</sup>医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。〔健康福祉部〕

## (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

### ア 事業者への対応

本市は、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じるよう要請する。〔産業部〕

### イ 市民・事業者への呼びかけ

本市は、市民に対し、食料品、生活必需品の購入に当たっての消費者として適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請<sup>43</sup>する。〔市民部、産業部〕

### ウ 経済対策

本市は、新型インフルエンザ等のまん延により、経営に影響を受けた中小企業の事業者及び農林水産事業者を支援するため、経営相談窓口を設置するとともに、中小企業事業者に対しては緊急融資の実施について検討する。〔産業部〕

<sup>41</sup> 医療法施行規則第10条

<sup>42</sup> 特措法第48条第1項及び第2項（保健所設置市及び特別区以外の市町村も状況によっては設置する。）

<sup>43</sup> 特措法第55条

## エ 緊急事態宣言がされた場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

### ① 生活関連物資等の価格の安定等

本市は、国、静岡県と連携し市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ関係事業団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う<sup>44</sup>。また、必要に応じ住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。〔市民部、健康福祉部、産業部〕

### ② サービス水準に係る市民への呼びかけ

本市は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、市民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。〔企画調整部〕

### ③ 要援護者への生活支援

本市は、在宅の高齢者、障がいのある人等の要援護者への生活支援（見回り、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を関係機関等と連携し状況に応じて行う。〔危機管理監、健康福祉部、こども家庭部〕

### ④ 埋葬・火葬の特例等<sup>45</sup>

- 本市は、可能な限り火葬炉を稼働させる。〔市民部〕
- 本市は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。〔市民部〕
- 本市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬または火葬を円滑に行うことが困難であり、緊急の必要があると判断したときは、他の市町村長による埋葬または火葬の許可等の手続きについて国の定める特例に基づき広域火葬を実施する。〔市民部〕

### ⑤ 水の安定供給

水道事業者である本市は、行動計画または業務計画の定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。〔上下水道部〕

<sup>44</sup> 特措法第55条

<sup>45</sup> 特措法第56条

<p><b>5 小康期</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。</li> <li>・ 大流行は一旦終息している状況。 ※今後、流行が再燃（流行の次波が再来）する可能性と、結果的にそのまま流行が終息する可能性がある。</li> <li>・ 国は、緊急事態措置の必要がなくなった場合は、解除宣言を行う。</li> </ul>
<p>目的：</p> <p>1) 市民生活・市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。</p>
<p>対策の考え方：</p> <p>1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。</p> <p>2) 第一波の終息及び第二波の発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。</p> <p>3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。</p> <p>4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。</p>

### (1) 実施体制

- ① 国が示す基本的対処方針の変更にに基づき、静岡県と連携し、本市の新型インフルエンザ等対策の縮小・中止を行う。〔危機管理監、健康福祉部〕
- ② 本市は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ行動計画、マニュアル等の見直しを行う。〔健康福祉部、関係各部〕
- ③ 本市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言<sup>46</sup>がされたときは、遅滞なく本市対策本部を廃止する。

### (2) サーベイランス・情報収集

#### ア 情報収集

本市は、国等の関係機関を通じて、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。〔健康福祉部〕

#### イ サーベイランス

- ① 本市は、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。〔健

<sup>46</sup> 特措法第32条第5項

康福祉部、こども家庭部、学校教育部]

- ② 本市は、再流行を早期に探知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握の強化に協力する。〔健康福祉部、こども家庭部、学校教育部〕

### (3) 情報提供・共有

#### ア 情報提供

- ① 本市は、引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。〔健康福祉部〕
- ② 本市は、市民からコールセンター等に寄せられた問い合わせ等を取りまとめ、情報提供の在り方を評価し、見直しを行う。〔健康福祉部〕

#### イ 情報共有

本市は、国、静岡県、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う問い合わせ窓口の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備を図る。〔健康福祉部〕

#### ウ コールセンター等の体制の縮小

本市は、国、静岡県からの要請を踏まえ、状況を見ながら、コールセンター等の体制を縮小する。〔企画調整部、健康福祉部〕

### (4) 予防・まん延防止

#### ア 住民接種の実施

本市は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。〔健康福祉部〕

#### 【緊急事態宣言がされた場合の措置】

##### イ 住民接種

本市は、国、静岡県と連携し必要に応じ、流行の第二波に備え、特措法第46条の規定に基づき予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を進める。〔健康福祉部〕

## (5) 医療

### ア 医療体制

本市は、静岡県、医療機関と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。〔健康福祉部〕

### イ 抗インフルエンザウイルス薬

本市は、国が新型インフルエンザ等についての知見を整理し作成する適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を医療機関等に周知する。〔健康福祉部〕

#### 【緊急事態宣言がされた場合の措置】

### ウ 措置の縮小・中止

本市は、国内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

## (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

#### 【緊急事態宣言がされた場合の措置】

### ア 緊急事態措置の縮小・中止

本市は、国、静岡県、指定（地方）公共機関と連携し、国内の状況等を踏まえ、緊急事態措置の合理性が認められなくなった場合は、緊急事態措置を縮小・中止する。

### イ 経済対策

本市は、新型インフルエンザ等のまん延により、経営に影響を受けた中小企業の事業者及び農林水産事業者を支援するため、経営相談窓口を設置するとともに、中小企業事業者に対しては緊急融資の実施について検討する。〔産業部〕

## 用語解説

### あ行

#### ◆ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは、抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人での世界的大流行を引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。

A/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。

### か行

#### ◆ 感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

- 第一種感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。
- 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

（感染症法 第6条第12項）

#### ◆ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）

平成10年10月2日交付。 法律第114号

感染症をめぐる状況の変化や感染症の患者等が置かれてきた状況を踏まえ、感染症の患者の人権を尊重しつつ、良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応するため制定された法律。

感染症を感染力、重篤性等から類型化し、各類型ごとに入院、就業制限等で適切な措置を講ずることができるようにし、患者の行動制限に際しての人権尊重の観点からの体系的な手続き保障が組み込まれている。

#### ◆ 帰国者・接触者外来

発生源からの帰国者や患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものを対象とした外来。

受診方法が一般外来と異なり、原則的に、帰国者・接触者相談センターによって受診調整された者が受診する。

#### ◆ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者、患者への接触があり発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に受診できるよう、受診調整を行うための相談センター。

#### ◆ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。経口内服薬のタミフル（商品名）や経口吸入薬のリレンザ（商品名）などがある。

### さ 行

#### ◆ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。疾病監視。

疾病に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析（発生動向調査）を示すこともある。

#### ◆ 指定（地方）公共機関

独立行政法人等の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造や販売、電気やガス等の供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で国及び都道府県知事が指定する機関で、新型インフルエンザ等が発生したときに国や地方公共団体と連携して新型インフルエンザ等対策の的確な実施が求められている。

（指定公共機関：特措法第2条第6項、指定地方公共機関：特措法第2条第7項）

#### ◆ 新型インフルエンザ

新型インフルエンザとは、新たに人から人に感染する能力を有することになったインフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症のインフルエンザをいう。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

（感染症法 第6条第7項第1号）

#### ◆ 新型インフルエンザ等緊急事態宣言

国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときに、国が特措法に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨と緊急事態措置について、実施すべき期間、区域を定めて公示するもの。

(特措法 第 32 条)

#### ◆ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）

平成 24 年 5 月 11 日交付。法律第 31 号（平成 25 年 6 月 21 日法律第 54 号改正現在）

病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置を定めたものであり、感染症法と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るための法律。

#### ◆ 新感染症

人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

(感染症法 第 6 条第 9 項)

#### ◆ 新臨時接種

緊急事態宣言が行われていない場合の予防接種法第 6 条第 3 項で規定する予防接種。

B 類疾病（二類疾病：インフルエンザ）にかかった場合の病状の程度を考慮して、まん延予防上緊急の必要があると認めるときに厚生労働大臣が定めるもので、対象者、期日又は期間を指定して、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示するもの。

なお、本計画では、緊急事態宣言がされた場合は、予防接種法第 6 条第 1 項又は第 2 項の「臨時の予防接種」を行うこととなる。

#### ◆ 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第 15 条に基づく調査をいう。

### た 行

#### ◆ 致命率

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

#### ◆ 登録事業者

医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。

(特措法 第 28 条第 1 項)

#### ◆ 特定接種

政府対策本部長の指示により、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う登録事業者のこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）並びに新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員、地方公務員に対し、臨時に予防接種を行うこと。

(特措法第 28 条)

### な 行

#### ◆ 二次医療圏

医療圏とは、都道府県が病床の整備を図るにあたって設定する地域的単位のこと。

二次医療圏は同法 30 条の 4 第 2 項第 10 号で規定。特殊な医療を除く一般的な医療サービスを提供する医療圏で、「地理的条件等の自然的条件及び日常生活の需用の充足状況、交通事情等の社会的条件を考慮して、一体の区域として病院における入院に係る医療（前条に規定する特殊な医療並びに療養病床及び一般病床以外の病床に係る医療を除く。）を提供する体制の確保を図ることが相当であると認められるものを単位として設定すること」（医療法施行規則第 30 条の 29 第 1 項）と規定されている。

複数の市町村を一つの単位として認定される。

本市は、湖西市と合わせて、二次医療圏「西部保健医療圏」となっている。

《参考》

一次医療圏：医療法での規定はないが、地域保健法や介護保険制度等との兼ね合いから、市町村を単位として設定。

三次医療圏：医療法第30条の4第2項第1号で規定。最先端、高度な技術を提供する特殊な医療を行う医療圏で都道府県を単位として設定。

(医療法30条の4第2項)

## は行

### ◆ パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

### ◆ 病原性

新型インフルエンザ等の対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、毒素の産生能、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

### ◆ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

### ◆ PCR検査（Polymerase Chain Reaction:ポリメラーゼ連鎖反応）

病原体を遺伝子レベルで解析し、確定する検査方法の一つであり、DNA（遺伝子）を検出することによって、新型インフルエンザがどうかの確定検査を行うもの。

## ら行

### ◆ 臨時の予防接種

予防接種法第6条第1項又は第2項による予防接種とみなす。

A類疾病及びB類疾病のうち厚生労働大臣が定めるもので、まん延予防上緊急の必要があると認められるときに実施される予防接種。（本計画上においては、緊急事態宣言がされた場合に実施するものとしている。）

（特措法 第46条）

## 浜松市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年3月 発行

浜松市 健康福祉部 保健所 保健予防課

〒432-8550

浜松市中区鴨江2丁目11番2号

TEL 053-453-6118

FAX 053-453-6230